

京都市告示第364号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成7年3月22日付けで認可した西蜂岡町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年9月6日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	松橋 弥生	久和 幸司
代表者の住所	京都市右京区太秦西蜂岡町 27番地の14	京都市右京区太秦西蜂岡町 9番地の113
区域	京都市右京区太秦西蜂岡町 9番地の5及び9番地の6、 9番地の8から9番地の1 4、9番地の20、9番地の 22、9番地の23、9番地 の25、9番地の27から9 番地の30、9番地の32か ら9番地の35、9番地の3 8、9番地の41、9番地の 43から9番地の45、9番 地の50から9番地の52、 9番地の54から9番地の 69、9番地の72から9番 地の75、9番地の78から 9番地の82、9番地の84 から9番地の93、9番地の 95から9番地の114、2	京都市右京区太秦西蜂岡町 9、9-5～9-127及び 27-10～27-17までの 区域

	変更前	変更後
	0番地の1から20番地の3、21番地の3及び21番地の4、27番地の1、27番地の4から27番地の8、27番地の10から27番地の15、27番地の17までの区域	

(文化市民局地域自治推進室)